大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

平成25年8月

大分市環境部清掃施設課

## 1 一般廃棄物処理施設使用料の見直しについて

市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみを持ち込む際には、大分市廃棄物処理施設条例第5条に基づきその重量により廃棄物処理施設使用料(以下「使用料」という。)を徴収していますが、この度使用料の見直しを行うことを考えております。

## (1)使用料改定案

#### ■現行

	金額	
区分	1001 11141	20kg までごとに
	100kg 以内	(100kg を超える場合)
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産 業廃棄物(事業系ごみ)	800円	160円を加算
一般家庭から生じた多量の廃棄物(家庭ごみ)	350円	70円を加算
	(50kg 未満無料)	
犬、猫等の死体	1体につき 510円	



### ■改定後

区分	金額	
<b>込</b> 刀	20kg までごとに	
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物 (事業系ごみ)(①)	200円	
一般家庭から生じた廃棄物(家庭ごみ)(②)	80円	

- 備考 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入が350キログラムを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。(③)
- ※ 「犬、猫等の死体」の区分を削除し、廃棄物と同じ使用料とする。(④)

#### (2) 実施期日

1 (1) の①は平成26年7月1日、②、③及び④は家庭ごみ有料化と同時実施

## 2 事業系ごみ使用料見直しの考え方

## (1) 前回の使用料の改定及び負担割合について

事業系ごみの処理は、事業者責任の原則により事業者自らが処理を行うことが基本であることから、処理に係る経費として事業者にごみ処分原価(焼却、破砕及び埋立に要した、人件費、物件費、減価償却費、公債利子等の費用を処分量で除したもの)に対する応分の負担を求めるという趣旨により、事業系ごみの搬入時に使用料を徴収しています。

現行の事業系ごみの使用料は平成16年度に改定されたものですが、改定当時に大分県内、九州内県庁所在地及び中核市の各市のごみ処分原価に対する使用料の割合を調査したところ、平均して可燃ごみは64.0%、不燃ごみは59.0%であり、これを基に本市における使用料の算定基準を直近5年間の平均ごみ処分原価の50%と設定した経緯があります。

## (2) 現行の使用料の他都市との比較

現行の事業系ごみ使用料は、1トン当たり 8,000 円となっていますが、この金額を大分県内、九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると次のとおりとなっています。(詳細は【資料3~6】参照)

- 県内の市(由布、臼杵、竹田を除く。)11市のうち高い方から5番目平均 6,802円
- 九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地 10市のうち高い方から6番目平均 9.315円
- 中核市4 1市のうち高い方から3 4番目ただし、高槻と同額平均 11,551 円

大分県内では平均より若干高くなっていますが、比較的人口規模の大きく、本市と 隣接する別府市は10,000円、中津市では10,500円、佐伯市でも10,000円となって おり、県内の人口規模の大きい市の中では低額で設定されています。また、九州内及 び中核市と比較すると、いずれも平均よりも低い料金設定となっています。

#### (3) 今回の使用料改定理由

事業系ごみの使用料は、前回の改定から9年が経過しましたが、その間に12分別の導入やあわせ産業廃棄物の受入れ廃止をはじめとするごみ減量・リサイクルの推進によるごみ処分量の減少等に伴い、直近の過去5年間(平成20~24年度)の1トン当たり平均ごみ処分原価(22,660円)と前回改定当時の過去5年間(平成10~14年度)の1トン当たり平均ごみ処分原価(17,231円)とを比較すると約32%上昇しています。その結果、現行使用料では、排出事業者はごみ処分原価の約35%しか負担していない状況となっています。(詳細は【資料1】参照)

また、これまであわせ産業廃棄物の受入れ廃止等の様々なごみ減量・リサイクルに関する施策を展開し、市民・事業者の皆様との協働により取り組んできましたが、平成19年度以降の施設へのごみ搬入量に大きな変化はなく、横ばいの状況が続いています。(詳細は【資料2】参照) このようなことから、今後更なる事業系ごみの排出抑制を推進するとともに、生ごみや紙等の一般廃棄物のリサイクルを推進するため、使用料を見直すことが必要であると考えます。

このようなことから、

- (ア) 使用料を「適正な使用料」の額に近づける。
- (イ) 更なる事業系ごみの減量・リサイクルを図る。

という理由で、使用料の改定が必要と考えます。

なお、使用料について、近隣の自治体との差があるとごみの流入や流出も懸念されることから、近隣市の使用料との均衡も重要であると考えます。

実施時期については、平成26年7月1日が適当であると考えます。

#### (4) 今回の適正な使用料についての考え方

平成20年度から24年度の平均ごみ処分原価の50%を基準とします。

現行使用料の算定基準は、平成15年度第1回清掃事業審議会の答申により、他都市の状況を基に過去5年間の平均ごみ処分原価の50%と設定しています。

今回も、前回改定時の算定基準を踏襲し、直近の平成20年度から平成24年度までの5年間の平均ごみ処分原価の50%を基準としますが、近隣市の使用料との均衡も考慮して設定することが妥当であると考えます。また、料金体系については、一層のごみ減量・リサイクルを推進するため、わずかな減量でも料金に反映させられるよう、これまでの100kg以内の定額料金を廃止し、一律20kgまでごとの料金設定としたいと考えます。

#### ■ 改定料金算定方法

算定基準・・・平成20年度から平成24年度までの5年間の平均処分原価の50%

#### 【算定手順】

- ①平成20年度~平成24年度のごみ1トン当たりの平均処分原価 22,660円
- ②22,660 円 $\times$ 5 0 %=11,330 円
- ③近隣市との均衡(別府市が10,000円)を考慮

以上のことから、ごみ1トン当たりの施設使用料を10,000円とする。

### (5) 改定後の使用料の他都市との比較

事業系ごみ使用料を1トン当たり10,000円とした場合に、大分県内、九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると次のとおりとなります。(詳細は【資料4~6】参照)

● 県内の市(由布、臼杵、竹田を除く。)11市のうち高い方から2番目 ただし、別府、杵築、佐伯と同額平均 6,984円

● 九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地 10市のうち高い方から4番目 ただし、北九州と同額

平均 9,515円

● 中核市 4 1 市のうち高い方から20番目 ただし、和歌山、奈良、姫路外6市と同額 平均11,600円

## 3 家庭ごみ使用料見直しの考え方

## (1) 前回の使用料の改定及び負担割合について

家庭ごみを直接ごみ処理施設へ持ち込む場合は、通常のステーション回収では対応できない一時的多量ごみや家具等の粗大ごみを搬入することが多く、処理にかかる経費がかさむことが考えられます。したがって、費用負担の公平性の観点から、排出者

に相応の負担を求めるということで、現行は搬入量が 50kg 以上のときに使用料を徴収しています。

平成16年の事業系ごみ使用料の改定時には、家庭ごみ使用料については家庭ごみ 有料化の導入を検討するとしていたことから、不燃物処理施設使用料の改定を除き、 抜本的な改定を見送った経緯があり、平成6年以降現在まで19年間料金が据え置か れている状況です。

平成6年当時は家庭ごみと事業系ごみの使用料は同額であり、ごみ処分原価の35%と設定し、段階的措置として可燃ごみを処分原価の28%、不燃ごみを処分原価の26%として使用料を設定しました。

## (2) 現行の使用料の他都市との比較

現行の家庭ごみ使用料は、100kg 当たり 350 円となっていますが、この金額を大分県内、九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると次のとおりとなっています。(詳細は【資料3、7~9】参照)

- 県内の市(由布、臼杵、竹田を除く。)11市のうち高い方から6番目平均 367円
- 九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地 9市のうち高い方から7番目 (無料の市を除く。)平均 686円
- 中核市(無料等の市を除く。)(焼却施設) 28市のうち高い方から23番目平均 837円

現行使用料は県内の各市と比べるとほぼ平均に近い金額となっていますが、比較的人口規模の大きく、本市と隣接する別府市は450円、日田市では800円、中津市でも630円となっており、県内の人口規模の大きい市の中では低額で設定されています。また、九州内及び中核市平均と比べると大幅に低額となっています。

また、本市では50kg 未満の持ち込みは無料としていますが、家庭ごみの有料化を 実施している大分県内の市、九州内の政令指定都市及び県庁所在地並びに全国の中核 市22市(【資料3】参照)のうち、一定量まで無料としているのは県内の4市(別 府、杵築、豊後高田、豊後大野)のみとなっています。

## (3) 今回の改定理由

家庭ごみ有料化が実施されることになれば、持ち込みされるごみについても同じ家庭ごみとして、有料化の手数料の額と使用料との整合性を図る必要があると考えます。また、現行は50kg未満を無料としていますが、ごみ有料化において、対象外とされる品目を除くすべての家庭ごみが手数料の対象とされれば、施設に持ち込まれる家庭ごみについても量に関わらず有料とするように見直す必要があります。

これらのことから、

- (ア) 家庭ごみ有料化との整合性を図る。
- (イ) 更なるごみ減量・リサイクルを図る。

という理由で、使用料を見直す必要があると考えます。

実施時期については、家庭ごみ有料化と同時実施が適当であると考えております。

#### (4) 適正な使用料についての考え方

### ア 家庭ごみ有料化手数料の額に応じた使用料とします。

家庭ごみ有料化が実施されることとなれば、今回の改定での適正な使用料の額及び料金体系については、ごみ有料化手数料の額を基準にして使用料を設定することが妥当であると考えます。具体的には、家庭ごみ有料化における市民のごみ処理原価に対する負担割合を算出し、その負担割合をごみ処分原価(焼却・破砕・埋立に要する費用)に乗じて使用料を算出する方法が合理的であると考えます。

## イ 一定量無料を廃止し、一律20kgまでごとの料金体系とします。

家庭ごみ有料化実施計画(案)では、家庭ごみ有料化手数料の料金体系を単純比例型としていることから、家庭ごみ使用料と家庭ごみ有料化手数料との整合性を図るためには、50kg 未満のごみの無料を廃止するとともに、100kg 以内の定額料金を廃止し、20kg ごとの料金設定とすることが妥当であると考えます。

#### ウ 350kgを超える持込みは事業系使用料と同額とします。

本市では、事業系ごみと家庭ごみの使用料体系を区別していますが、全国的には同一料金としている自治体が多くあります。中核市42市のうち15市が、また、福岡、北九州、熊本の各市が、施設に直接搬入される家庭ごみは多量である場合が多いことから、ステーションに出される家庭ごみと区別して、事業系ごみと同一の使用料としています。

本市では、施設に搬入される家庭ごみをステーションに出される家庭ごみと同様 の取扱いとしていますが、一般家庭の日常生活では出ることが考えにくいほどの多 量ごみの場合は、受入の際に手間と時間を要するとともに、事業系ごみとの判別が 困難であることから、350kg(軽四貨物自動車1台積載相当量)を超えて搬入され る家庭ごみは、事業系ごみと同じ料金を徴収することが適当であると考えます。

#### ■ 改定料金算定方法

算定基準・・・家庭ごみ有料化手数料の額

#### 【算定手順】

- ① 平成20~24年度の1トン当たりの平均ごみ処理原価(収集原価+処分原価) 47,384円(内訳 収集原価24,724円 処分原価22,660円)
- ② ごみの比重(組成調査の結果から 45 リットル当たりの重さ 4kg)を基に、45 リットルごみ袋 1 つ当たりのごみ処理原価を算出

47,384 円÷1,000kg×4kg≒189.5 円 ごみ 1kg 当たりの処理原価

③ ②で求めた 45 リットルごみ袋 1 つ当たりのごみ処理原価に対して、家庭ごみ有料 化で市民が負担する額の割合を算出

45 リットル指定ごみ袋 1 枚当たりの手数料の額÷189.5円

- =家庭ごみ有料化の市民の負担割合
- ④ ③で算出した、家庭ごみ有料化の市民の負担割合を平成20~24年度の100kg 当たりの平均ごみ処分原価に乗じて、100kg当たりの家庭ごみ使用料を算出
  - 2,266 円×家庭ごみ有料化手数料の市民の負担割合
  - =100kg 当たりの家庭ごみ使用料

家庭ごみ有料化実施計画(案)では指定ごみ袋の容量1リットル当たりの手数料を0.8円としていますので、45リットル指定ごみ袋1枚当たりの手数料の額を36円(0.8円×45 👯)と仮定して上記の手順により算定すると、家庭ごみ使用料は次のとおりとなります。

【算定手順③】の家庭ごみ有料化の市民の負担割合は 36 円÷189. 5 円≒19. 0%

【算定手順④】の 100kg 当たりの家庭ごみ使用料は 2,266 円×19.0% ≒430.5 円

以上のことから、家庭ごみ有料化において指定ごみ袋の容量1リットル当たり0.8 円のときは、ごみ100kgを処理するのに市民が負担する手数料の額は430.5円となり、 100kg 当たりの施設使用料は 400 円、これを 20kg 当たりにすると 80 円となります。

## ごみ処理原価

#### 収集原価

(ごみステーションで収集して処理施設

へ運搬する費用)

## 処分原価

(処理施設でごみを焼却、破砕、埋立す る費用)

## (5) 改定後の使用料の他都市との比較

家庭ごみ使用料を 100kg 当たり 400 円に改定したとき、大分県内の市、九州内の 政令指定都市、中核市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると次のとおり となります。(【資料7~9】参照)

- 県内の市(由布、臼杵、竹田を除く。) 11市のうち高い方から6番目
- 九州内の政令指定都市、中核市及び県庁所在地 9市のうち高い方から6番目 (無料の市を除く。)
  - ただし、佐賀と同額

平均 691円

平均 372 円

中核市(無料等の市を除く。)(焼却施設) 28市のうち高い方から22番目

ただし、高槻と同額

平均 839 円

## 4 犬、猫等の死体の使用料見直しの考え方

## (1) 犬、猫等の死体の処理について

現在、犬、猫等の死体を清掃工場に持ち込んだとき、ペットの場合は使用料として一体当たり一律510円を徴収し、野良犬、野良猫等の場合は無料としています。犬、猫等の死体については、以前は専用の焼却炉で処理したり、ごみピットへの投入を利用者のいない閉庁後にしていましたが、現行は通常の可燃ごみと同様に清掃工場で処理しています。

## (2) 今回の改定理由

大、猫等の死体を可燃ごみと同様の処理をしている現状の中、ごみと別料金としている現行の使用料体系は実態にそぐわないと考えます。したがいまして、犬、猫等の死体使用料の区分を廃止し、廃棄物と同じ使用料を徴収することが妥当であると判断します。実施時期については、家庭ごみ有料化と同時実施が適当であると考えます。なお、大分県内では、犬、猫等の死体を可燃ごみと一緒に処理している市が7市あり、そのうちごみと同様の使用料としているのが5市、また九州内の政令指定都市及び県庁所在地では、犬、猫等の死体を可燃ごみと一緒に処理している市が8市あり、そのうち5市がごみと同額の使用料としています。(詳細は【資料12】参照)

# 5 施設使用料の見直し

使用料については、5年ごとに見直しを行います。